**中央市“心”あるまちへ！活性化キャンペーン商品券**

**“心”チケット事業取扱店（特定事業者）募集要領**

１ 趣旨

この要領は、中央市“心”あるまちへ！活性化キャンペーン商品券事業における商品券の取扱店となる事業者（特定事業者）の募集に関して必要な事項について定めるものとする。

２ 募集期間

令和３年７月１日（木）から令和３年７月２１日（水）までがチラシ・広報掲載期限

最終受付は８月３１日（火）まで

３ 募集方法

商品券の取扱店として登録を希望する事業者は、この募集要項に同意のうえ、別途「中央市“心”あるまちへ！活性化キャンペーン商品券取扱店登録申込書」に必要事項を記入し、直接、中央市商工会（以下「商工会」という。）への持参により応募する。

郵送、ＦＡＸ等での応募は受け付けないものとする。

また、市内に複数の店舗がある事業者でも店舗ごとに応募する。

４ 取扱店の登録

応募のあった事業者は、商工会の審査を経て市の承認により取扱店として登録する。

　また、登録した取扱店には「取扱店登録ステッカー」、「取扱店周知用のぼり」、「取扱店周知用ポスター」を交付する。なお、登録に係る手数料は無料とする。

５ 取扱店の周知方法

取扱店は、市・商工会のホームページ並びに広報に「取扱店一覧」を掲載するとともに、商品券交付時にチラシを同封するものとする。

６ 参加資格

中央市内に事業所若しくは店舗等を有する事業者とし、市内の店舗等に限り商品券を利用できるものとする。ただし、以下に掲げる事業者を除くものとする。

(1) 風俗営業法等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をあおる恐れのある営業及び飲食の提供を主目的にしない店舗等の営業を行っているもの。

(2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの。

(3)次頁８の「商品券の使途の制限」規定のもののみを取り扱う店舗等

(4) 中央市の入札参加停止及び入札参加除外の措置を受けているもの。

(5) 地方自治法施行令、刑法等により公訴を提起されているもの。

(6) 役員等が暴力団員等に関する法律に規定する暴力団であるとき。

(7) 暴力団または暴力団員（以下「暴力団等」と言う）が経営に実質的に関与しているとき。

(8) 役員が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、または第三者に損害を加える目的で暴力団等を利用しているとき。

(9) 役員等が、暴力団等に資金提供し、または便宜供与をするなど暴力団の維持、運営に協力・関与しているとき。

７ 取扱店の厳守事項

取扱店は、次に揚げる事項を遵守しなければならない。

 (1) 利用者が利用期間中に商品券を持参した場合は、各額面分の商品の販売やサービスの提供を行う。

 (2) 利用者から受け取った商品券の裏面に店印を押印する。

 (3) 裏面に既に押印がある商品券は、受け取りを拒否する。

 (4) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかに市に報告する。

 (5) 汚損・破損した商品券は、汚損・破損部分以外の健全な部分が券面の３分の２以上を有していないものは、受け取りを拒否する。

 (6) 商品券の表面に「見本」又は「サンプル」の表示がある商品券は、受け取りを拒否する。

 (7) 商品券の交換・譲渡・売買・再利用は禁止する。

 (8) 市が実施する調査等に協力する。

 (9)市が定めた規則や指示を遵守する。

 (10)受け取った商品券の管理は取扱店の責務とし、盗難、紛失、減失が起こらぬように最善の注意を払う。

 (11)換金にあたっての商品券の枚数の確定は商工会が指定した換金場所にて点検した枚数の合計とする。

 (12)登録事項に変更があったときは、速やかに商工会に届け出るものとし、一度登録するとこの募集要領に定めている事項に違反しない限り、事業終了まで取扱店として継続する。

 （13)別途ご案内する「中央市“心”あるまちへ！活性化キャンペーン商品券事業取扱店説明書」に記載されている事項。

８ 商品券の使途の制限

商品券は、以下の目的に利用できないものとする。

 (1) 国や地方公共団体等に対する支払い（税金、電気・ガス・水道料金等の公共料金等)

 (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入

 (3) たばこ事業法（昭和５９年法律第６８号）第２条第１項第３号に規定する製造たばこの購入

 (4)現金との換金、金融機関への預け入れ

 (5)取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）

 (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する営業への支払い

 (7) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの。

９ 取扱店の取消及び賠償

この募集要領に定めている事項に違反した場合は、取扱店の登録を取消しする。

なお、市に損害が生じた場合には、損害金を請求する。